

堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、堺市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、代表者会議、区代表者会議、実務者会議、区実務者会議及び個別ケースカンファレンス（第11条においてこれらを「代表者会議等」という。）で組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、子ども青少年局長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第5条第1項の規定による構成員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、会長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表第1に掲げる職にある者
 - (2) 別表第2に掲げる関係機関等から選出された者
 - (3) 要保護児童等の保護又は支援に関する識見を有する弁護士のうちから市長が選任する者
- 2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 要保護児童等の早期発見から支援に至るまでのシステムの検討、構築及び運用に関すること。
 - (2) 要保護児童等についての情報交換及び研修活動に関すること。
 - (3) 要保護児童等についての啓発活動等に関すること。
 - (4) 関係機関、関係団体等との連携に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童等の保護及び支援について必要な事項に関すること。
- 3 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に関係のある者の出席を求め、その意見若

しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(区代表者会議)

第6条 各区において組織する区代表者会議は、保健福祉総合センター所長及び子育て支援課長の職にある者のほか、別表第3に掲げる組織及び別表第4に掲げる関係機関等から選出された者をもって構成する。

- 2 区代表者会議は、各区における要保護児童等の保護又は支援について協議を行う。
- 3 区代表者会議に座長を置き、保健福祉総合センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、区代表者会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「座長」と読み替える。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、第1項の規定による構成員のうちからあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 座長は、区代表者会議における意見の聴取及び連絡調整の状況並びにその結果を代表者会議に報告するものとする。

(実務者会議)

第7条 子ども家庭課において組織する実務者会議は、別表第5に掲げる組織から選出された実務担当者をもって構成する。

- 2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 新規虐待ケースに関する情報交換、アセスメント、主担当機関の確認、当面の対応方針の決定等に関すること。
 - (2) その他要保護児童等に対する支援が適切に実施されるために必要な事項に関すること。

(区実務者会議)

第7条の2 各区において組織する実務者会議は、別表第6に掲げる組織から選出された実務担当者をもって構成する。

- 2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 虐待ケース、要支援ケース（在宅乳幼児及び特定妊婦に限る。以下同じ。）及び要支援ケースⅡ（在宅乳幼児及び特定妊婦を除く。以下同じ。）に関する定期的な情報交換、進行管理、主担当機関の確認、援助方針の見直し等に関すること。
 - (2) 定期的な情報交換及び個別ケースカンファレンスで課題となった点の更なる検討に関すること。
 - (3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。

(個別ケースカンファレンス)

第8条 個別ケースカンファレンスは、要保護児童等に関係のある者及び今後関係を有する可能性のある関係機関の担当者をもって構成する。

- 2 個別ケースカンファレンスは、要保護児童等に対する具体的な保護又は支援の内容等について協議を行う。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、子ども家庭課とする。

(会議の公開等)

第10条 代表者会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席した構成員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について協議するとき。

(2) 代表者会議を公開することにより、公正又は円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 代表者会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

3 区代表者会議、実務者会議及び個別ケースカンファレンスは非公開とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び代表者会議等に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、子ども家庭課において行う。

2 区代表者会議の庶務は、子育て支援課において行う。

3 実務者会議の庶務は、子ども家庭課において行う。

4 区実務者会議及び個別ケースカンファレンスの庶務は、虐待ケース及び要支援ケースⅡにあつては子育て支援課において、要支援ケースにあつては保健センターにおいて行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

市民生活部長

人権部長

男女共同参画推進部長

生活福祉部長

健康部長

子ども青少年育成部長
子育て支援部長
子ども相談所長
保健福祉総合センター所長（当該年度の代表区に限る。）
救急部長
教育委員会事務局総務部長
学校教育部長
地域教育支援部長

別表第2（第5条関係）

堺市立幼稚園園長会
堺市立小学校校長会
堺市立中学校校長会
堺市人権教育推進協議会
堺市立総合医療センター
大阪府警察本部
一般社団法人堺市医師会
堺市民生委員児童委員連合会
堺市校区福祉委員会連合協議会
社会福祉法人堺市社会福祉協議会
堺児童養護施設部会
特定非営利活動法人さかい民間教育保育施設連盟
堺市私立幼稚園連合会
堺市青少年指導員連絡協議会
堺市こども会育成協議会
堺市PTA協議会
堺市女性団体協議会
一般財団法人堺市人権協会
特定非営利活動法人児童虐待防止協会
大阪法務局堺支局
子ども家庭支援センター 清心寮
堺市里親会

別表第3（第6条関係）

子育て支援部
子ども相談所
保健福祉総合センター

学校教育部
教育センター

別表第4（第6条関係）

堺市立幼稚園園長会
堺市立小学校校長会
堺市立小学校教育研究会保健部会
堺市立中学校校長会
堺市立中学校教育研究会生徒指導部会
大阪府警察警察署（本市内を管轄するものに限る。）
堺市民生委員児童委員連合会
堺児童養護施設部会
特定非営利活動法人さかい民間教育保育施設連盟
堺市私立幼稚園連合会
特定非営利活動法人えんばわめんと堺
堺市放課後児童対策事業実施事業者

別表第5（第7条関係）

子育て支援部
子ども相談所
子育て支援課
子ども育成課
子ども家庭課
生徒指導課

別表第6（第7条の2関係）

子育て支援部
子ども相談所
子育て支援課
子ども家庭課
保健センター
教育政策課
生徒指導課